

4月1日から 受動喫煙防止に関する新しいルールが始まりました

東京都受動喫煙防止条例 改正健康増進法 全面施行

2人以上の方が利用する施設（飲食店、事務所、娯楽施設等）は、原則として「屋内禁煙」となります。決められた場所以外では、喫煙できません。

問合せ

指定があるもの以外は健康推進課健康推進係  
☎内線433

区民の方へ

飲食店や喫煙設備がある施設等の入口には、その施設における喫煙可否の状況がわかる標識が掲示されています。喫煙する場合は、周囲の方に配慮してください（喫煙禁止場所での喫煙には、罰則が設けられています）。



東京都受動喫煙防止条例に関する問合せ

東京都相談窓口 ☎0570(069)690  
※(土)・(日)・(祝)を除く、午前9時～午後5時45分  
※条例の詳細は、東京都福祉保健局ホームページでも閲覧可  
HP [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata\\_public.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html)

！喫煙室について

喫煙室の中は、利用者・従業員を含め20歳未満は立ち入り禁止です

事業者の方へ

施設の中に喫煙室を作る場合は、法定基準を満たす必要があります。また、喫煙室を設置した場合は、それがわかるよう標識を掲示してください。※喫煙室の種類や区分によって掲示する標識が異なります。詳細は、お問い合わせください

「標識掲示パンフレット」を、施設管理者向けに配布しています。

配布場所 がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課

店頭標識（店舗内完全禁煙の場合）

店頭標識（店舗内に喫煙室がある場合）

喫煙室入口標識

あらかわたばこマナーを守りましょう

区では、道路上での喫煙により引き起こされる危険や迷惑行為を防止するため、「荒川区まちの環境美化条例」で喫煙に関するルールを定めています。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

環境課環境保全係  
(あらかわエコセンター2階)  
☎内線483

区内全域で禁止



×ポイ捨て



×歩きながらの喫煙



×自転車乗車中の喫煙

駅周辺で禁止



×路上喫煙（立ち止まった状態での喫煙）

喫煙マナー啓発看板を配付します

たばこのポイ捨て等を防ぐため、自宅等の私有地の塀・壁等に掲示できる看板を配付しています（1世帯5枚まで）。



喫煙マナー啓発パトロール車両

東京都受動喫煙防止条例と、あらかわたばこマナーを周知啓発するための車両を運行します。ご理解とご協力をお願いします。



禁煙を応援します

禁煙チャレンジャーの募集

禁煙外来で治療を希望する方に対して、治療費の一部を助成しています。

助成対象額

【保険診療の場合】医療費および薬剤費にかかる本人負担額  
……………上限1万円(補助率10/10)  
【保険外診療の場合】薬剤費……………上限1万円(補助率1/2)

対象

区内在住の禁煙外来治療を希望する方  
※治療を始めている方を除く

定員

100人(申込順)

申請書の配布

がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課健康推進係(荒川区ホームページからもダウンロード可)

申込

来所・郵送・ファクス・荒川区ホームページで、申請書を、〒116-8507(住所不要)がん予防・健康づくりセンター2階健康推進課健康推進係へ  
FAX(3806)0364

※禁煙治療ができる区内の医療機関の一覧は、荒川区ホームページをご覧ください



人口と世帯	前年同月比	前年同月比	前年同月比
日本人	98441人 -29	419	日本人のみの世帯 103,518世帯 -3
男女計	99,448人 -7	598	外国人のみの世帯 11,320世帯 -88
外国人	197,889人 -36	1,017	日本人と外国人の混合世帯 2,379世帯 13
男女計	9,314人 -8	82	総世帯 117,217世帯 -78
外国人	9,994人 -37	145	
男女計	19,308人 -45	227	
総人口	217,197人 -81	1,244	